

亀山市告示第 86 号

亀山市在宅介護支援センター運営事業実施要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市在宅介護支援センター運営事業実施要綱

亀山市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成 17 年亀山市告示第 15 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、高齢者が地域において自立した生活を送るために必要な各種支援サービスを総合的に受けられるよう関係機関、サービス提供主体等との連絡調整等を行うため、亀山地域包括支援センターの地域における窓口となる在宅介護支援センター（以下「センター」という。）の運営事業の実施に関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この告示において「要援護」とは、ねたきり、介護を要する認知症、疾病等により身体が虚弱な状態等身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある状態をいう。

2 この告示において「高齢者」とは、おおむね 65 歳以上の者をいう。

（事業の委託）

第 3 条 センターの運営事業は、社会福祉法人に委託して行う。

（センターの名称等）

第 4 条 センターの名称、運営法人、場所及び担当地域は、別表のとおりとする。

（対象者）

第 5 条 この事業の対象者は、市内に居住するおおむね 65 歳以上

の高齢者並びにその家族及び親族とする。

(事業内容)

第6条 センターは、次に掲げる事業を担当地域に積極的に出向いて行い、又はセンターにおいて行う。

- (1) 地域の要援護の高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）の心身の状況及びその家族及び親族（以下「家族等」という。）の状況の実態を把握し、これらの者の介護予防ニーズ、介護ニーズ等の評価を行うこと。
- (2) 保健福祉サービス、介護予防サービス、介護保険制度等の円滑な適用に資するため、要援護高齢者等に関する身体状況等の基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳を整備すること。
- (3) 要援護の危険因子がある者に対して、できる限り要援護にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援すること。
- (4) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供並びにその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (5) 在宅介護等に関する各種の相談に関し、電話相談、面接相談等により総合的に応じること。
- (6) 家族等からの相談や民生委員等からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導及び助言を行うこと。
- (7) 高齢者の地域における自立した生活を支援するため、転倒骨折予防教室、認知症介護教室等を開催すること。
- (8) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの困難事例の相談等の援助の依頼にできる限り応じること。
- (9) 亀山地域包括支援センターのランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口をいう。）となること。

2 前項第9号の事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民からの相談に応じるとともに、対象者に適用可能な医療、保健、福祉（介護）、生活支援、介護予防等の各種サービスの利用調整を行うこと。
- (2) 高齢者に対する虐待の相談、報告、連絡等を受けた場合に、地域包括支援センターと連携を図りながら当該高齢者の状況の把握に努めること。
- (3) 生活支援コーディネーターとして、担当地域の生活支援の担い手の養成、サービスの開発関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を亀山地域包括支援センターとともに、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進すること。

(事業の実施)

第7条 センターは、年度計画を定めて計画的に事業を実施する。

2 センターは、サービス基本台帳を適切に管理し、要援護高齢者等及び家族等を継続的に支援する。

3 センターは、事業の実施に当たって、高齢者を支援する関係者及び関係機関と日常的に連絡調整を行い、連携を図るものとする。

(職員の配置)

第8条 運営法人は、センターの管理責任者を定めるとともに、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格を有する常勤職員を少なくとも1人置かなければならない。ただし、センターの運営に支障のない範囲において、他の業務と兼務することができるものとする。

(職員の責務)

第9条 センターの職員は、この事業の利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 センターの職員は、この事業の目的に鑑みて果たすべき役割の重要性を認識し、各種研修会、異職種との交流等あらゆる機会を

とらえ、事業に必要な知識、技術等の習得に関し、自己研さんに努めるものとする。

(運営時間等)

第10条 センターの運営時間は、原則として次に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 センターは、前項に規定する運営時間外であっても緊急の相談に対応できるよう併設施設の機能との連携により、24時間対応できる運営体制とする。

3 センターは、前項の相談に対応するため、警察、消防、医療機関等関係機関との連絡方法等対応手順を決めておくものとする。

(連絡調整会議及び研修会の開催)

第11条 センターは、市及び亀山地域包括支援センターとの連絡調整会議に参加するものとする。

2 センターは、職員の資質の向上を図るため、必要に応じて研修会を開催する。

(利用料)

第12条 この事業に係る利用料は、無料とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	運営法人	場所	担当地域
----	------	----	------

<p>亀山在宅 介護支援 センター</p>	<p>社会福祉 法人青山 里会</p>	<p>亀山市羽 若町字松 本645 番地14</p>	<p>亀山北東地域(北町、北山町、東台町、渋倉町、椿世町、亀田町、羽若町、住山町、小下町、アイリス町、栄町、井尻町、和田町、川合町、井田川町、みどり町、みずほ台、みずきヶ丘、田村町、長明寺町、太森町、川崎町、能褒野町、安坂山町、両尾町、辺法寺町、白木町及び小川町)</p>
<p>亀寿苑在 宅介護支 援センタ ー</p>	<p>社会福祉 法人ケア フル亀山</p>	<p>亀山市阿 野田町2 443番 地1</p>	<p>亀山南西地域(東町、本町、江ヶ室町、中屋敷町、東丸町、本丸町、西丸町、市ヶ坂町、若山町、西町、南崎町、東御幸町、御幸町、野村町、北野町、南野町、和賀町、高塚町、上野町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、三寺町、中庄町、下庄町、布気町、太岡寺町、小野町、木下町、山下町、東町一丁目、東町二丁目、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、阿野田町、管内町、海本町、天神町、安知本町、田茂町、楠平尾町、北鹿島町、南鹿島町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目及び天神四丁目)</p>

<p>華旺寿在宅介護支援センター</p>	<p>社会福祉法人柊会</p>	<p>亀山市関町坂下252番地</p>	<p>関・坂下・加太地域（関町新所、関ヶ丘、関町中町、関町木崎、関町泉ヶ丘、関町富士ハイツ、関町小野、関町会下、関町鷲山、関町白木一色、関町古厩、関町萩原、関町福德、関町久我、関町市瀬、関町沓掛、関町坂下、関町金場、関町越川、加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、加太北在家及び加太中在家）</p>
----------------------	-----------------	---------------------	--